

(目的)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(備付書類)

第2条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、法第10条の4第1項又は第2項の規定により措置した者(以下「在宅被措置者」という。)及び法第11条第1項の規定により措置した者(以下「施設被措置者」という。)については、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。

- (1) 措置台帳 (第1号様式)
- (2) ケース番号登載簿 (第2号様式)
- (3) 面接(通告)記録票 (第3号様式)
- (4) 措置費支給台帳 (第4・第5号様式)
- (5) 養護受託申出書(入所申請書)受理簿 (第6号様式)
- (6) 養護受託者登録簿 (第7号様式)
- (7) 養護受託者台帳 (第8号様式)

(決定通知)

第3条 所長は、在宅被措置者及び施設被措置者について、措置を開始したとき、又は措置の変更を行ったとき(入所を依頼した施設又は養護を委託した者を変更したときを含む。以下同じ。)は措置開始(変更)通知書(第9号様式)により、措置の廃止又は停止を行ったときは措置廃止(停止)通知書(第10号様式)により、それぞれ被措置者に対し、通知するものとする。

(在宅措置)

第4条 所長は、法第10条の4第1項の規定による在宅措置については、必要に応じ、利

用者，措置内容，費用徴収金及び措置の廃止又は停止の決定を除き，この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人，医療法人等(以下「在宅措置委託事業者」という。)に委託することができる。

- 2 所長は，別表に定めるところにより，法第10条の4第2項の規定による日常生活用具の給付等を行うものとする。

(養護受託の申出)

第5条 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第1条の7の規定による申出は，養護受託申出書(第11号様式)を提出することにより行うものとする。

- 2 所長は，前項の養護受託申出書の提出を受けたときは，申出者を養護受託者とすることの適否について審査を行い，適当と認めた者については養護受託者登録簿に登録し養護受託者決定通知書(第12号様式)を，養護受託者とすることを不相当と認めた者については養護受託申出却下通知書(第13号様式)をそれぞれ当該申出者に送付するものとする。

(入所依頼等)

第6条 所長は，法第11条第1項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム(以下第11条までにおいて「老人ホーム」という。)に老人を入所させ(他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。)，又は養護受託者に老人の保護を委託するときは，当該施設の長又は養護受託者に対して入所依頼書(第14号様式)又は養護委託書(第15号様式)を送付するものとする。

- 2 前項又は第4項の規定により入所依頼書又は養護委託書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は，入所(養護)受諾(不承諾)書(第16号様式)により，入所を実施する旨又はこれを行うことができない旨を所長に通知しなければならない。
- 3 所長は，老人ホームに入所させ，又は養護受託者に託した者の措置を廃止するときは，当該施設の長又は養護受託者に対し，入所措置(養護委託)解除通知書(第17号様式)を送付するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は，措置の変更を行った場合について準用する。

(被措置者状況変更届)

第7条 施行規則第6条の規定による届出は、被措置者状況変更（停止・廃止）届(第18号様式)を提出することにより行うものとする。

(葬祭依頼等)

第8条 所長は、法第11条第2項の規定により老人ホーム又は養護受託者にその葬祭を委託するときは、葬祭依頼書(第19号様式)により行うものとする。

2 前項の規定により葬祭依頼書の送付を受けた当該施設の長又は養護受託者は、葬祭受諾(不承諾)書(第20号様式)により、葬祭を実施する旨又はこれをすることができない旨を所長に通知しなければならない。

(要措置者の通告)

第9条 民生委員その他の者は、法第10条の4第1項及び法第11条第1項の措置を要すると認められる者を発見したときは所長に通告しなければならない。この場合において、所長は、当該措置を要すると認められる者が他の福祉事務所長又は町村長の管轄に属する者であるときは、当該地の福祉事務所長又は町村長にこれを通報するものとする。

(措置費請求等)

第10条 在宅措置委託事業者、老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、その月の7日までに措置費請求書(第21号様式)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の請求書を受理したときはこれを審査し、速やかに措置費を当該在宅措置委託事業者、施設の長又は養護受託者に交付しなければならない。

(措置費の精算等)

第11条 在宅措置委託事業者、老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について翌月の7日までに措置費精算書(第22号様式)を所長に提出しなければならない。

(申出等の書類)

第12条 次の表の左欄に定める法の規定に基づく申出等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

法第14条	老人居宅生活支援事業開始届(第23号様式)
法第14条の2	老人居宅生活支援事業変更届(第24号様式)
法第14条の3	老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(第25号様式)
法第15条第2項	老人デイサービスセンター等設置届(第26号様式)
法第15条の2第1項	老人デイサービスセンター等届出事項変更届(第27号様式)
法第16条第1項	老人デイサービスセンター等廃止(休止)届(第28号様式)
法第15条第4項	養護老人ホーム等設置認可申請書(第29号様式)
法第16条第3項	養護老人ホーム等事業変更認可申請書(第30号様式)
法第15条の2第2項	養護老人ホーム等変更届(第31号様式)
法第16条第3項	養護老人ホーム等廃止(休止)認可申請書(第32号様式)
法第29条第1項	有料老人ホーム設置届(第33号様式)
法第29条第2項	有料老人ホーム事業変更届(第34号様式)
法第29条第3項	有料老人ホーム廃止(休止)届(第35号様式)

2 前項の申請書等には、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(改善命令による措置の結果の報告)

第13条 法第19条第1項の規定により施設の設備又は運営の改善を命じられた者は、これに基づいて採った措置について、その処分を受けた日から30日以内に、改善命令による措置結果報告書(第36号様式)により市長に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年3月30日規則第15号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第51号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月30日規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月20日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第28号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年8月12日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第53号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	種目	対象者	要件及び用具の性能等
給付	自動消火器	(1) 虚弱なひとり暮らし老人又は老人のみの世帯で、1人が病弱者である場合 (2) 前年分所得税非課税の世帯	(1) 申請者の住所が借家又は借り間の場合、家主の同意書を添付すること。 (2) 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
	電磁調理器	(1) 虚弱なひとり暮らし老人又は老人のみの世帯で、1人が病弱者である場合 (2) 前年分所得税非課税の世帯	(1) 電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	(1) ねたきり老人のいる世帯 (2) 前年分所得税非課税の世帯	(1) 屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するものであること。
貸与	福祉電話	(1) ひとり暮らし老人で前年分所得税非課税のもの (2) 定期的に安否の確認を行う必要があると認められる者	(1) 申請者は、貸与契約書を添付すること。 (2) 電話加入権の取得については、免除とし、設置・移転費及び基本使用料は、市の負担とする。 (3) 原則として定期的な電話による安否確認を行うものとする。